

# 個人情報保護

## 1 定義及び必要性等

### (1) 個人情報の定義

#### 【個人情報】

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報との照合により特定の個人を識別できるものを含む）又は個人識別符号が含まれるもの。

#### 【保有個人情報】

行政機関の隊員が職務上作成し、又は取得した個人情報であり、当該行政機関の隊員が組織的に利用するものとして当該行政機関が保有しているもの。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

#### 【個人情報ファイル】

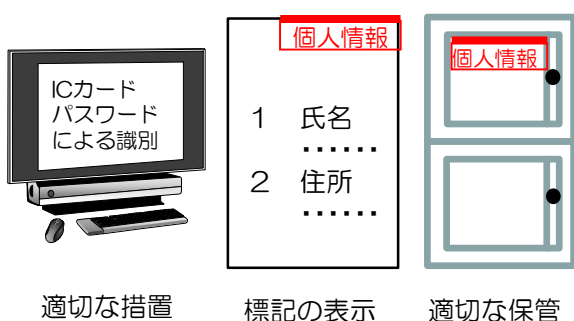
保有個人情報を含む情報の集合物であり、次に掲げるもの。

- 一定の事務の目的達成のため、特定の保有個人情報を、電子計算機を用い検索できるよう体系的に構成したもの。
- 上記の他、一定の事務の目的達成のため、氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索できるよう体系的に構成したもの。

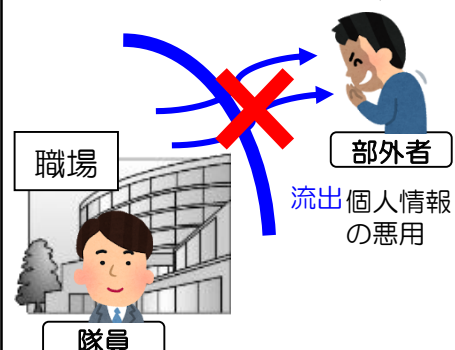
### (2) 個人情報保護の必要性

行政機関においては、個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、**個人の権利利益を保護**する必要があります。

#### 業務の適正かつ円滑な運営



#### 個人の権利利益の保護

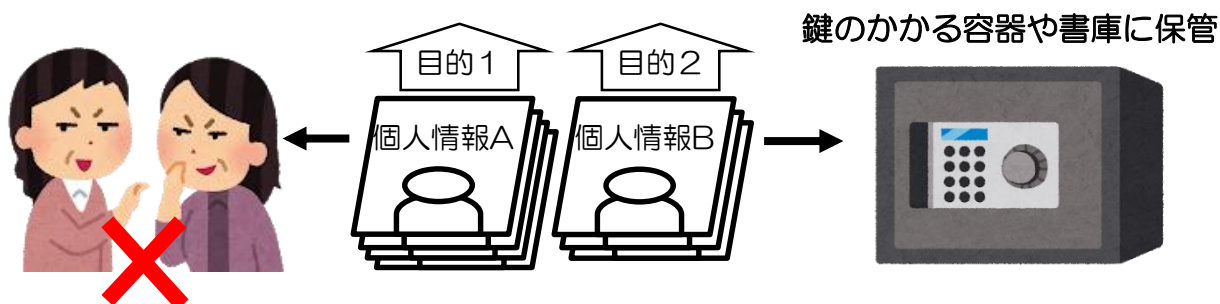


## 2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

### (1) 関係規則等に定められた事項の確実な実施

関係規則等に定められた事項の不履行は、**不祥事の原因**となり得るため、関係規則等に定められた次の事項を確実に実施することが必要です。

- ア 利用の目的達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有しない。  
→ 業務に必要な個人情報を保有しない。
- イ 知り得た個人情報をみだりに他人に知らせない。
- ウ 保有する個人情報を適切に保管する。



### (2) 過失（うっかり）による漏えいに注意

個人情報を取り扱う際の過失（うっかり）は、個人情報漏えい等の原因となり得るものです。このため、ダブルチェックを行うなど**事前の確認・点検**を十分に行い、過失（うっかり）を排除することが必要です。特に、次のような場合は注意する必要があります。

- ア ホームページへの個人情報の掲載
- イ 印刷物への個人情報の掲載・大量配布
- ウ 個人情報を携行しての電車移動時の網棚への置き忘れや車両移動時の車両から離れた際の盗難
- エ 複数の個人に対するメール送信  
（相手の同意を得ずに「TO」あるいは「CC」として宛先を入力し送信）等



### (3) 隊員への研修等及び適切な調査の実施

機関保護管理者は、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るとともに、保有個人情報の管理状況についての**定期調査及び臨時調査を行う**ことが必要です。